

給油取扱所予防規程（作成例）

（顧客に自ら給油等させる給油取扱所用）

第1章	総則
第2章	保安の役割分担
第3章	危険物貯蔵及び取り扱いの基準等
第4章	点検及び検査その他の安全管理
第5章	工事請負業者の就業
第6章	火災等の災害時の措置
第7章	教育及び訓練
第8章	予防規程に違反した者の措置
第9章	南海トラフ地震予防規程（該当・非該当）

事業所名

給油取扱所名

給油取扱所予防規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、消防法第14条の2に基づき_____給油取扱所(以下「当所」という。)における危険物の取り扱い作業その他防火管理に必要な事項について定め、もって火災、危険物の流出、震災等の災害を防止することを目的とする。

(適応範囲)

第2条 この規程は、当所に勤務又は出入りするすべての者に適応する。

(遵守義務)

第3条 当所の従業員は、この規程を遵守しなければならない。

(告知義務)

第4条 当所の従業員は、当所に出入りするものに対して、必要に応じてこの規程の内容を告知し、遵守させなければならない。

(規程の変更)

第5条 所長は、この規程を変更しようとするときは、危険物保安監督者及び危険物取扱者の意見を尊重し、火災予防上支障のないように変更しなければならない。

2 所長は、規程の変更を行ったときは、八幡浜地区施設事務組合長に変更の申請をして認可を受けなければならない。ただし、個人名の変更についてはこの限りでない。

第2章 保安の役割分担

(組織)

第6条 当所における安全管理を円滑かつ効果的に行うため、別表1のとおり保安の役割分担を定めなければならない。

2 所長は、別表1に定める危険物保安監督者が、旅行、疾病その他の事故により不在となることを考慮し、あらかじめその職務を代行する者を危険物取扱者の中から指定しておかななければならない。

(所長の責務)

第7条 所長は、危険物保安監督者以下を指揮し、保安上必要な業務を適切に行うとともに施設が適正に維持管理されるように努めなければならない。

(危険物保安監督者の責務)

第8条 危険物保安監督者は、消防法令に定められた業務を行うほか、この規程の定めるところにより保安の維持の確保に努めなければならない。

(危険物取扱者の責務)

第9条 危険物取扱者は、消防法令に定められた業務を行うほか、この規程の定める危険物の貯蔵及び取り扱い作業の安全を確保しなければならない。

(従業員の遵守事項)

第10条 従業員は、消防法令及びこの規程を遵守するとともに、危険物保安監督者及び危険物取扱者の指示に従い、適正な危険物取り扱い作業及び危険物施設の維持に努めなければならない。

(監視者の職務)

第11条 監視者は、第14条に定めるところにより、顧客自ら給油作業又は容器への詰め替え作業(以下、「顧客の給油作業等」という。)を監視し、及び制御し、並びに顧客に対し必要な指示等(以下、「監視等」という。)を行わなければならない。

2 同時に複数の従業員により、前項の監視等を行う場合には、その内1名を危険物取扱者とし、他の者は危険物取扱者の指揮下で監視等を行わなければならない。

3 監視等を行う危険物取扱者の氏名等は、見やすい箇所に掲示しなければならない。

(営業終了時の保安管理)

第12条 危険物保安監督者は、営業中又は営業終了時において、施設を巡回し異常の有無を確認しなければならない。

2 前項において異常が確認された場合は、あらかじめ作成した対応要領等により直ちに応急の措置を講じるとともに、所長に当該異常及び応急措置を講じた旨を報告すること。

3 所長は、異常が発生した場合及び異常の応急措置を講じた場合は、全従業員にその旨を周知するとともに対応要領を教育し2次災害の防止に努めなければならない。

第3章 危険物貯蔵及び取り扱いの基準等

(貯蔵及び取扱基準)

第13条 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、消防法令に定めるところによるほか、特に次の事項に留意しなければならない。

- (1) 危険物取扱者以外のものが危険物を取り扱う場合は、甲種又は乙種危険物取扱者が必ず立ち会うこと。
- (2) 給油又は注油を行うときは、必ず顧客等が求める油種を確認するとともにその場所を離れないこと。
- (3) 移動タンク貯蔵所からの危険物受入作業は、当所の危険物取扱者が必ず立ち会い危険物の種類及び量を確認し、危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないよう監視すること。
- (4) みだりに火気及び火花を発生させるおそれのある機械器具等は使用しないこと。
- (5) 危険物を給油または積み降ろしするときは、自動車等のエンジン停止を確認してから行うこと。
- (6) 灯油を容器に小分けする場合は、消防法令で定める基準に適合した容器に注油し、注油済みの容器はその場所に放置しないこと。
- (7) 給油又は注油、自動車等の転回、地下タンクへの危険物の注入等の支障となるような物件を置かないものとし、常に整理整頓に努めること。

(顧客自ら給油作業等の取扱い基準)

第14条 顧客自ら自動車若しくは原動機付自転車に給油させ、又は灯油若しくは軽油を容器に詰め替えさせる場合においては、消防法令に定めるところによるほか、特に次の事項に留意しなければならない。

- (1) 監視者は、顧客の給油作業等を適切に監視すること。
- (2) 監視者は、顧客の給油作業等について必要な指示等を行うこと。
- (3) 監視者は、顧客の給油作業等が開始されるときには、火気がないこと、その他安全上支障がないことを確認したうえで、顧客の給油作業等が行える状態にすること。
- (4) 監視者は、顧客の給油作業等が終了したとき及び顧客用固定給油設備と顧客用固定注油設備(以下、「顧客用固定給油設備等」という。)のホース機器が使用されていないときは、顧客の給油作業等が行えない状態にすること。
- (5) 非常時その他安全上支障があると認められる場合には、所内すべての固定給油設備及び固定給油設備における危険物の取扱いが行えない状態にすること。
- (6) 火災を覚知した場合は、別表1のとおり必要な消火、避難誘導、通報等の措置を行う。

(顧客用固定給油設備等の給油量及び給油時間の上限の設定)

第15条 顧客用固定給油設備等の1回の給油量及び給油時間の上限を次のとおり設定し、容易に変更することのないよう管理しなければならない。

油種	数量	給油時間
ガソリン	100リットル以下	4分以内
軽油	200リットル以下	4分以内
灯油	100リットル以下	6分以内

(給油等の業務以外の業務を行う際の留意事項)

第16条 給油又は注油以外の業務を行う場合は、給油又は注油業務の支障とならないよう細心の注意を払うものとし、特に次の事項に留意しなければならない。

- (1) 給油又は注油、自動車の点検、整備もしくは洗車と関係がない者をもっぱら対象とするような業務を行わないこと。
- (2) 休日等に給油業務を行っていないときは、従業員以外の者の出入りを禁止するため、ロープ、チェーン等を展開すること。
- (3) 所内にいる顧客等の状況に応じ、十分な従業員を配置し、その整理、誘導及び喫煙管理等を行うこと。

(駐 車)

第17条 所内に自動車等を駐車させる場合は、給油のための一時的な停車を除き、あらかじめ明示された駐車場所で行わなければならない。

第4章 点検及び検査その他の安全管理

(危険物施設の点検)

第18条 危険物施設の構造及び設備等を適正に維持管理するため、次の周期及び区分ごとに点検を実施しなければならない。

定期点検	毎日点検	法定点検 漏洩の早期発見のため、地下貯蔵タンクの危険物の量を測定する。
		自主点検 損傷や故障があれば直ちに火災等の災害につながるおそれのある設備の点検
	週1回点検	法定点検 漏洩検知管により、地下貯蔵タンク及び地下埋設配管の漏洩の有無を確認する。
	毎月点検	自主点検 毎日点検より詳しく各部を点検する。
	6カ月点検	自主点検 毎日点検・毎月点検以外に実施する総合的な点検
年1回点検	法定点検(漏れの点検を除く。) 給油所の諸設備を危険物取扱者によって年1回以上点検し、安全を確認する。	
法定点検：消防法で義務付けされている点検		

- 2 _____を点検責任者として定め、前項の点検を実施しなければならない。
- 3 点検を実施した者は、構造及び設備等に異常を発見した場合には、使用禁止等の表示をする等適切な処置を行うとともに、所長に報告して修理等を行わせるようにしなければならない。
- 4 第1項の規定により点検を実施したときは、点検記録簿に結果を記録し、これを3年間保存しなければならない。
- 5 漏えい点検の周期延長をする場合は、地下貯蔵タンク等の在庫管理及び危険物の漏えい時の措置等について、「点検実施計画書」により点検を実施する。

(改修、補修)

第19条 危険物施設の改修、補修工事を行うときは、その内容に応じて必要な手続きを行わなければならない。

- 2 前項の工事を行う場合は、工事が安全かつ適正に行われるよう必要に応じて立ち会い、工事関係者に対して指示をするなど監視監督を行わなければならない。

第5章 工事請負業者の就業

(工事責任者)

第20条 工事請負者は、工事責任者を定め、所長に報告しなければならない。

(連絡)

第21条 工事責任者は、所長と綿密な連絡を保ちながら作業を行わなければならない。

(工事責任者の責務)

第22条 工事責任者は、この規程を遵守し工事の監督にあたるとともに、全従業員に周知徹底を図り、作業の安全を確保しなければならない。

(作業工程)

第23条 工事請負業者は、工程表を作成し、所長の承認を受け、工程表に基づいた作業を行わなければならない。また、工程に変更が生じた場合も所長の承認を受けるものとする。

(作業の立ち入り)

第24条 作業者については、所内の当該工事に関係のある場所以外の部分は立ち入りを禁止する。ただし、所長の許可を受けた場合はこの限りでない。

(保安上の措置)

第25条 工事請負業者は、所内の危険物の貯蔵、取り扱い状況を十分に把握し各工程に応じた保安上の措置を講じなければならない。

(火気使用許可)

第26条 工事責任者は、作業上火気等の使用が必要となる場合には、火災予防上の措置を定めて、あらかじめ所長の許可を受けなければならない。

(火気使用の制限)

第27条 所長は、気象条件等により、火災予防上必要であると認めるときは、火気の使用を制限し、又は停止させることができる。

第6章 火災等の災害時の措置

(自衛消防隊)

第28条 所長を自衛消防隊長とし、全従業員を隊員とした自衛消防隊を編成して火災等災害時の即応体制を整えておくものとし、その編成及び任務分担は別表1のとおりとする。

(事故時の措置、消火活動等)

第 29 条 事故時の措置、消火活動等は次により行わなければならない。

- (1) 火災、危険物の流出等が発生した場合には、自衛消防隊長の指揮の下に、直ちに初期消火、顧客等の避難・誘導、消防機関への通報、危険物の流出防止等の応急措置を講ずること。
- (2) 危険物が所外に流出し、又は可燃性蒸気が拡散するおそれがあるときは、周辺地域の住民、通行人及び車両の運転手等に対して火気使用の禁止、その他必要な協力を求めるとともに、危険物の流出拡大防止、改修等の応急措置を講ずること。

(地震に対する事前対策)

第 30 条 地震による被害を未然に防止し、軽減させるため、適宜、次の事項を行うものとする。

- (1) 所内の建物、その他の付随する施設及び設備等の倒壊、転落、落下物の有無等の確認
- (2) 消火設備及びその他安全装置の作動状況の確認

(地震発生時の措置)

第 31 条 地震発生時は、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 自衛消防隊長は隊員を指揮し、直ちに危険物の取り扱い作業を中止するなど、当所からの出火防止及び危険物の流出防止を図ること。
- (2) 自衛消防隊長は、顧客等に必要な指示を与え、混乱防止の措置を講ずること。

(地震後の措置)

第 32 条 地震後の二次災害防止のため、自衛消防隊長は、地震の揺れが治まった後に人員点検を行い、別表 2 により隊員とともに所内の設備・機器の点検を実施し安全を確認する。点検の結果、支障をきたすものにあつては、直ちに適当な応急措置を施す。なお、当該点検は、火災又は危険物漏えいの危険性が高い箇所から順次実施するものとする。

第7章 教育及び訓練

(保安教育)

第33条 所長は、従業員に対し次により保安教育を実施するものとする。

対象者	実施時間	内容
全従業員	____回/年	(1) 予防規程の周知徹底 (2) 火災予防上の遵守事項 (3) 安全作業等に関する基本的事項
新入社員	入社時	(4) 各自の任務、責任等の周知徹底 (5) 地震及び津波災害対策に関する事項 (6) その他
監視者	監視等の業務に従事する前	上記(1)から(6) (7) 危険物の性状に関する知識 (8) 火災予防・消火の方法等に関する知識 (9) 当所の設備の構造・操作等に関する事項

(訓練)

第34条 訓練は、基本訓練と総合訓練とし、基本訓練は6ヶ月に1回以上、総合訓練は12ヶ月に1回以上とし次により行うこと。

2 基本訓練は、通報訓練、避難訓練及び消火訓練について行うこと。

3 総合訓練は、基本訓練、危険物取扱作業の緊急停止、流出した危険物の拡散防止等の防災活動を有機的に連携させ総合的に行うこと。

(記録の保存)

第35条 所長は、保安教育又は訓練を実施した場合は、別表3の様式で記録し、これを3年間保存しなければならない。

第8章 予防規程に違反した者の措置

第36条 所長は、この規程に違反する行為を行った者に対して、直ちにその作業を停止させるとともに、嚴重注意その他必要な措置をとるものとする。

第9章 南海トラフ地震予防規程

(南海トラフ地震予防規程)

第 37 条 南海トラフ地震に伴い発生する津波に係る防災対策については、別記「南海トラフ地震予防規程」において定めるものとする。

南海トラフ地震予防規程の非該当施設については、第 9 章を二重線で取消すか削除すること。

付 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。

別表 1 (第 6 条・第 28 条関係)

自衛消防隊保安管理任務分担表

職務担当	氏名	在・不在	職務・非常時 任務代行者	非常時任務分担
所長				自衛消防隊長
危険物保安監督者				
危険物取扱者				通報・連絡係
危険物取扱者				消火・油処理係
危険物取扱者				避難・誘導係

自衛消防隊長・・・ 災害活動全般の指揮及び災害の拡大防止に関すること。

通報・連絡係・・・ 消防機関への通報、所内・所外関係者への連絡、消防隊の誘導、情報提供

避難・誘導係・・・ 顧客を敷地外の安全な場所に避難、誘導

消火応急措置・・・ 初期消火、流出油防止措置等

営業中、従業員が一人の場合は災害対応マニュアルに沿って行動すること。

別表2（第32条関係）

地震発生後の点検・検査項目

営業の可否	可 否		不 可 能
	<ul style="list-style-type: none"> ・被害無し ・応急措置により使用可能 ・危険物保安監督者 在 		<ul style="list-style-type: none"> ・被害程度により使用不能 ・危険物保安監督者 不在
出火危険	有 ・ 無	危険箇所（可能 ・ 不可能）	
油の漏洩危険	有 ・ 無	危険箇所（可能 ・ 不可能）	
キャノピー	有 ・ 無	倒壊・破損・破壊・亀裂、応急措置（可能 ・ 不可能）	
防火塀	有 ・ 無	倒壊・破損・破壊・亀裂、応急措置（可能 ・ 不可能）	
計量機	有 ・ 無	転倒（ 基）・傾斜（ 基）・破損（ 基）・脱落（ 基） 応急措置（可能 ・ 不可能）	
付随設備	有 ・ 無	転倒・傾斜・破損・脱落、応急措置（可能 ・ 不可能）	
地盤面	有 ・ 無	亀裂・沈下・タンク浮き上がり、応急措置（可能 ・ 不可能）	
道路との段差	有 ・ 無	車両進入（可能 ・ 不可能）、応急措置（可能 ・ 不可能）	
建築物	有 ・ 無	転倒・傾斜・破損、応急措置（可能 ・ 不可能）	
露出配管	有 ・ 無	漏えい・破損・変形、応急措置（可能 ・ 不可能）	
埋設配管	有 ・ 無	漏えい・破損・変形、応急措置（可能 ・ 不可能）	
油分離槽	有 ・ 無	使用不能・一部破損・変形、応急措置（可能 ・ 不可能）	
排水溝	有 ・ 無	使用不能・一部破損・変形、応急措置（可能 ・ 不可能）	
ガス	有 ・ 無	使用不能・一部破損・変形、応急措置（可能 ・ 不可能）	
電気	有 ・ 無	使用不能・一部破損・変形、応急措置（可能 ・ 不可能）	
水道	有 ・ 無	使用不能・一部破損・変形、応急措置（可能 ・ 不可能）	
電話	有 ・ 無	使用不能・一部破損・変形、応急措置（可能 ・ 不可能）	
周辺の被害状況	有 ・ 無	火災多数・火災あり・類焼危険あり・倒壊建物多数 倒壊建物若干・液状化あり・道路亀裂あり（通行不能）	

スタンドの構造、設備の状況により点検項目を変更すること。

別表3（第33条、第34条、第35条関係）

保安教育・訓練実施記録表

給油所名	
実施日時	平成 年 月 日（ ） 時 分 ~ 時 分
実施場所	
教育訓練種別	
内 容	
教育訓練責任者	
参加者名	
備 考	